

唐津看護専門学校 ハラスメント防止ガイドライン

令和5年5月30日制定

I. 目的

一般社団法人 唐津東松浦医師会 唐津看護専門学校は、全ての学生が個人として尊重され、互いの信頼のもとに学業や実習、校外活動にいそむることができる健全な環境を作り、これを維持していくために、「ハラスメント防止ガイドライン」を作成し、啓発を図ります。

また、ハラスメントに起因する問題が生じた場合、適切に対応するための措置に関し必要な事項を定め、ハラスメントを防止及び排除することによって、学生等の修学上の快適な環境を形成することを目的とします。

II. ガイドラインの対象

1. ガイドラインは、本校の学生を対象とします。
2. ガイドラインは、本校の内外、授業、実習、校外活動の時間を問わず、ハラスメントの全てを対象とします。

III. ハラスメントの定義

ハラスメントとは相手の意に反する不適切な発言、行為等によって、相手側に不快感や不利益を与え、または相手を差別的若しくは不利益な取り扱いをすることによって、相手側の人格を傷つけ、人権を侵害し、学校の秩序を乱し、その円滑な活動を阻害するものです。本校では、修学上、教育上あるいは学校生活における関係や、SNS 等を利用してなされる嫌がらせやいじめ行為をハラスメントと定義し、それには不快にさせる性的な関心及び欲求に基づき不適切な言動を行う「セクシュアルハラスメント」、教員等が優越的な関係を背景に学生に対して教育の場における不適切な言動を行う「アカデミックハラスメント」、専門的知識等の優位性又は集団のパワー等を不当に利用して継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行う「パワーハラスメント」、言葉や態度などによって人格や尊厳を傷つけ、肉体的、精神的な暴力や嫌がらせを行う「モラルハラスメント」などがあります。

IV. 基本的な心構え

全ての学生や教職員等は、次の事項について十分認識しなければなりません。

1. 人の言動に対する受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場等により差が生じ、ハラスメントになるか否かについては、相手の判断や受け止め方が重要であるため、次の点に注意を払います。
 - (1) 不快に感じるか否かは個人差がある。
 - (2) 親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合がある。
 - (3) 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしない。
 - (4) 「どこまでなら許されるか」という低レベルで考えるのではなく、人間の尊厳を尊重して判断を心掛ける。
 - (5) この程度のことは相手も許容するであろうという勝手な憶測をしない。
2. 相手が拒否し、または嫌がっていることがわかった場合には、同じ言動を決して繰り返してはなりません。
3. ハラスメントを受けた者が、人間関係を考え、拒否することができないなど、相手に対しいつも明確な

意思表示ができないこともあるので、それを同意・合意と勘違いしてはなりません。

4. 誰でもハラスメントの被害者になる可能性があると同時に、ハラスメントを起こしうる可能性もあることを認識します。

V. 学校として防止するために

1. あらゆる機会を通じてハラスメント防止のための啓発活動を行います。
2. ハラスメントが発生しない環境を作ります。
3. その他ハラスメント防止のために必要な措置をとります。

VI. ハラスメント被害に遭った場合(問題の解決に向けて)

1. 被害者に責任はありません。

ハラスメントは、被害者の責任で生じる事象ではありません。自分を責めたり我慢したり、無視したりせずに、事態が悪化しないうちに行動をためらわずに解決へ向けて相談して下さい。

2. ハラスメントを受けた場合には次のような行動を取るよう努めることが重要です。

(1) 嫌なことは、相手に対して明確に意思表示すること。ハラスメントに対しては、毅然とした態度を取り、はっきりと自分の意志を相手に伝える。

(2) 信頼できる人に相談すること。一人で悩まないで、信頼できる周囲の人に相談すること。そこで解決することが困難な場合には、担任または相談窓口相談を持ち掛ける。その際、ハラスメントが発生した日時、内容等について記載し、第三者の証言を得ておくことが望ましい。

VII. 見かけたとき

周りでハラスメントを見かけた場合、当事者間の個人的な問題として片付けてしまうのではなく、周囲の人の意識と態度が防止するための重要な要素であることを自覚し、行為者に注意し、被害を受けた者とハラスメントに関わる相談員まで同行するなどの行動をとる。

VIII. 相談・苦情窓口

1. ハラスメントの関する相談(苦情を含む)窓口担当者 副学校長:市川

直接相談か、ホームページによるハラスメント等窓口か、学校1階コピー機横の鍵付きBOX相談・苦情へ投函などから相談に対応しますので、ご相談ください。

ハラスメントが起こっている場合だけでなく、その可能性がある場合や放置すれば環境悪化するおそれがある場合、ハラスメントに当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。

相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシー、その他人権を尊重し対応しますので、安心してご相談ください。

2. 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。また、再発防止を講じる等適切に対処します。

IX. 防止義務

全ての学生は、ハラスメントのない快適な環境のもとで、勉学や課外活動に勤しむことができるよう当該ガイドラインを理解し、ハラスメントの防止等に取り組まなければなりません。なお、発生した際、加害者の言動が意図的または悪意によるものと認められた場合は、学則等に基づき、加害者を懲罰処分の対象とすることがあります。